鳥取県告示第 459 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名 (名称及び代 表者の氏名)	住所 (主たる事務 所の所在地)	居宅サービス事業 を行う事業所の名 称		居字サードス	指定年月日
有限会社とんや	米子市西福原六	デイサービス翠の	米子市西福原七	通所介護	平成 19 年 5 月
代表取締役 福原	丁目 18-25	さと	丁目 4-1		10 日
威文					